

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2023年3月1日

【会社名】 モリト株式会社

【英訳名】 MORITO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 一 坪 隆 紀

【本店の所在の場所】 大阪府中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長兼経営管理本部長 阿久井 聖美

【最寄りの連絡場所】 大阪府中央区南本町4丁目2番4号

【電話番号】 06-6252-3551

【事務連絡者氏名】 取締役 上席執行役員 管理本部長兼経営管理本部長 阿久井 聖美

【縦覧に供する場所】 モリト株式会社 東京事務所
(東京都台東区駒形2丁目4番8号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2023年2月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年2月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類、配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金18.50円 総額503,789,040円

(2) 効力発生日

2023年2月27日

第2号議案 定款一部変更の件

下記のとおり、定款の一部を変更することを承認することとする。

(下線部分は変更箇所)

変更前定款	変更後定款
<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>(削除)</p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類等の内容である</u> <u>情報について、電子提供措置をと</u> <u>るものとする。</u>
(新設)	2. 当社は、電子提供措置をとる事 <u>項のうち法務省令で定めるものの</u> <u>全部または一部について、議決権</u> <u>の基準日までに書面交付請求した</u> <u>株主に対して交付する書面に記載</u> <u>しないことができる。</u>
(新設)	<u>付則</u> <u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第2条 2022年9月1日から6カ月以内の日 <u>を株主総会の日とする株主総会に</u> <u>ついては、変更前定款第16条(株</u> <u>主総会参考書類等のインターネット</u> <u>開示とみなし提供)は、なお効</u> <u>力を有する。</u>
(新設)	2. 本条は、2022年9月1日から6カ <u>月を経過した日または前項の株主</u> <u>総会の日から3カ月を経過した日</u> <u>のいずれか遅い日後にこれを削除</u> <u>する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、一坪隆紀、矢野文基、阿久井聖美(戸籍上の氏名：端本聖美)、石原真弓及び松澤元雄の5名を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、市川清、松本光右及び石橋基志の3名を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、飯田和宏1名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	236,136	148	22	(注) 1	可決 96.87
第2号議案 定款一部変更の件	226,782	9,511	11	(注) 2	可決 93.04
第3号議案 取締役5名選任の件					
一坪 隆紀	228,533	7,761	11	(注) 3	可決 93.75
矢野 文基	235,556	738	11		可決 96.64
阿久井 聖美	235,585	709	11		可決 96.65
石原 真弓	235,390	893	22		可決 96.57
松澤 元雄	235,385	898	22		可決 96.57
第4号議案 監査役3名選任の件					
市川 清	232,770	3,524	11	(注) 3	可決 95.49
松本 光右	205,613	30,681	11		可決 84.35
石橋 基志	235,981	313	11		可決 96.81
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件	235,561	733	11	(注) 3	可決 96.64

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。